

## 投票の方法

特別区設置協定書に賛成の場合は、「賛成」と記入してください。

特別区設置協定書に反対の場合は、「反対」と記入してください。

「賛成」「反対」は「ひらがな」または「カタカナ」で記入しても有効です。

他のことを記入すると無効になります。

### 投票公報を配布

住民投票に関する大阪市会議員の意見を掲載した公報を各世帯に順次配布しています。また、投票所でもご覧いただけます。

点字版・音訳版も送付できます。希望される方は上記問い合わせ先に電話・ファックスでお申し込みください。

### 特別区設置協定書に賛成の場合

平成27年5月17日執行  
大阪市内における特別区の設置についての投票

(注 意)  
一 特別区の設置について賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。  
二 他のことは書かないこと。

賛成

### 特別区設置協定書に反対の場合

平成27年5月17日執行  
大阪市内における特別区の設置についての投票

(注 意)  
一 特別区の設置について賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。  
二 他のことは書かないこと。

反対

## 投票できる方

当該区の住民基本台帳に記載されている日本国民の方で、平成7年4月13日までに生まれ、平成27年1月2日までに大阪市内に転入し、その届け出をされた方です。

また、すでに大阪市内の選挙人名簿に登録されている方が市内で転居された場合、平成27年4月13日までに転入の届け出をされた方は新住所地で、平成27年4月14日以降に転入の届け出をされた方は旧住所地でそれぞれ投票できます。

選挙人名簿に登録されていれば、投票案内状がなくても投票できます。

## 期日前投票・不在者投票

投票日当日、投票に行くことができない場合は、期日前投票・不在者投票ができます。なお、都合により選挙人名簿登録地の区役所等での期日前投票ができない方は滞在先の市区町村選挙管理委員会で、不在者投票の施設として指定された病院等の施設に入院・入所されている方はその施設で、それぞれ不在者投票ができます。

また、身体に一定の重度の障がい等のある方は、郵便等による不在者投票ができますので、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けてください。

期日前投票・不在者投票期間…5月16日(土)まで

8:30~20:00(土日祝含む)

※ただし、一部投票時間の異なる期日前投票所・不在者投票場所があります。

## 点字投票・代理投票・手話通訳

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。また、ご自身で用紙への記入が困難な場合は、代理投票ができます。各投票所で気軽にお申し出ください。投票の際に手話通訳が必要な方は、ハガキ・ファックスで住所・氏名・電話番号(ファックス番号)を書いて、あらかじめお住まいの区の選挙担当部署へお申し込みください。

## 協定書の閲覧について

特別区の区割りや名称などを記載した特別区設置協定書は次の場所で閲覧できます。点字版も利用できます。

◆行政委員会事務局選挙部事務室(大阪市役所地下1階)および、各区選挙管理委員会(各区役所内)

【平日9:00~17:30】

※投票日前日までは期日前投票所・不在者投票場所で、投票日当日は各投票所でも閲覧できます。

※閲覧期間:投票期日(5月17日)まで

この面には市内全区共通の情報を掲載しています。

それぞれの区の期日前投票所等の情報や問い合わせについては、区情報掲載面の住民投票記事をご覧ください。